

# 川崎市立稗原小学校いじめ防止基本方針

## 1 学校経営方針



## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 3 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制の整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

#### ③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

#### ① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

#### ② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いに関わる情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

#### ② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童への指導

- 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。
- 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- 事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

#### 4 平成29年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、児童支援コーディネーター、  
総括教諭、総括養護教諭、学年主任、児童支援部

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・ いじめ問題に関する資料の管理
- ・ 道徳教育との連携
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ・ 学校生活アンケート集計

【教育相談】

- ・ 相談室窓口、相談室の管理、運営

【児童・保護者・地域との連携】

- ・ 児童会との連携
- ・ P T A校外委員会との連携
- ・ 地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・ 警察との連携
- ・ 家庭センター（児童相談所）との連携

## 5 平成29年度 いじめ防止等対策年間計画

| 月  | 活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)  |
|----|---|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修</li> <li>・いじめに関する報告書の作成について</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> </ul>                                      |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・効果測定実施 → 分析</li> </ul>   |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>・学校生活アンケート集約、結果を受けての対応について</li> <li>・携帯・スマートフォン教室実施</li> </ul> <p>【児童指導点検強化月間】の取組<br/>(具体的な内容：児童との面談、学級指導、ソーシャルスキルトレーニングなど)</p> |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>   |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめに防止対策に関する研修会</li> </ul>   |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・Q-Uテスト実施 → 分析</li> </ul>   |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・学校生活アンケート集計、結果を受けての対応について</li> </ul>  |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・効果測定実施 → 分析</li> <li>・冬休み期間中の対応確認</li> </ul>   |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>   |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>   |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> <li>・春休み期間中の対応確認</li> </ul>  |

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・児童朝会での呼びかけ
- ・集会委員会による人間関係づくりのレクリエーション
- ・計画委員会によるあいさつ運動

#### [交流活動の活性化]

- ・ボランティア委員会による高齢者施設訪問
- ・緑化委員会、1年、2年と「花で町を飾る会」との交流を通じた緑化活動
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成

### 学校としての取り組み

- ・年間テーマの設定、掲示
- ・クリーン作戦（6月、2月）
- ・学校生活におけるアンケート

### 保護者の取組（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・保護者による教育ボランティアの活用

### 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動

### その他

- ・三校連絡協議会（菅生中、菅生小、稗原小）における情報交換
- ・スクールガードリーダーによる校内パトロール